



## I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国・サハラ以南の帰国生徒	C.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	無	有
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		×	×	×
2-1の名称				
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限				
2-3.措置の内容				
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		○	○	○
3-1の名称		帰国生徒等特別措置	帰国生徒等特別措置	帰国生徒等特別措置
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍を有する者		
3-2.滞日年数制限		令和6年4月1日時点で、7年以内	令和6年4月1日時点で、7年以内	原則として、令和3年4月以降に帰国
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		26校 / 26校 生徒募集を行うすべての公立高校 (甲陵高校を除く)	26校 / 26校 生徒募集を行うすべての公立高校 (甲陵高校を除く)	26校 / 26校 生徒募集を行うすべての公立高校 (甲陵高校を除く)
3-4.学校名		全ての高校	全ての高校	全ての高校
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)	定員を超えて1学年の学級数まで可能	定員を超えて1学年の学級数まで可能	定員を超えて1学年の学級数まで可能
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択		○	○	○
3-7.試験内容		学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。	学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。	学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		有	無	無
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の実験者数・合格者数、その他事項などを記入		2023年 受検者数 8名 合格者数 6名	2023年 受検者 なし	2023年 受検者数 6名 合格者数 6名

## II 定時制高校について

		D.外国人生徒	E.中国・サハラ以南帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2023年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		有	無	有
2-1.2024年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		×	×	×
2-1の名称				
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記				
2-2.滞日年数制限				
2-3.措置の内容				
2-4.2023年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択				
3-1.2024年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学校の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		○	○	○
3-1の名称		帰国生徒等特別措置	帰国生徒等特別措置	帰国生徒等特別措置
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記		外国籍を有する者		
3-2.滞日年数制限		令和6年4月1日時点で、7年以内	令和6年4月1日時点で、7年以内	原則として、令和3年4月以降に帰国
3-3.入学校のある学校数/全学校数		7校 / 7校	7校 / 7校	7校 / 7校
3-4.学校名		全ての高校	全ての高校	全ての高校
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)	定員を超えて1学年の学級数まで可能	定員を超えて1学年の学級数まで可能	定員を超えて1学年の学級数まで可能
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択		○	○	○
3-7.試験内容		学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。	学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。	学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。
3-8.2023年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		有	無	無
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2023年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入		2023年 受験者数 3名 合格者数 2名	2023年 受験者 なし	2023年 受験者数 1名 合格者数 1名

## Ⅲ 高校入学後の状況

1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有		
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	<input checked="" type="checkbox"/>	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別の教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施	
	<input checked="" type="checkbox"/>	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施	
	<input type="checkbox"/>	C.母語(継承語)保持のための授業の実施	
	<input type="checkbox"/>	D.担当教員の加配	
	<input checked="" type="checkbox"/>	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用	
	<input type="checkbox"/>	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用	
	<input type="checkbox"/>	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用	
	<input checked="" type="checkbox"/>	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)	
	その他の施策		
	上記に該当する実施校の校数等		
補足事項			
2-1.「1-2のA」において特別の教育課程での日本語授業を行っている?	いる		
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名	1校(笛吹高校) ※中央高校は、学校設定科目で指導・単位認定をしている		
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか? ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など			
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入			
4.2023年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受検(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	無		
5.2022年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	有	海外帰国1名	

IV日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	○	
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以て認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	○	
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	
3.上記のI II特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在在期間に含むか否か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めない」のいずれかで記入	含む	
4.外国学校の中等部の卒業生について、2023年度入試において受験(受験)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」を記入。把握していない場合は「把握せず」	無	

## V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ

※各地域を担当されている皆さんだから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。

「他地域から皆さんが担当する地域に引越し予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。

<p>1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること</p>	<p>■課題だと感じていること ○高校の就学支援金、私立高校授業料実質無償化等の案内(パンフレット等)の他言語版がなく、中学校現場で保護者への説明に大変苦労している。 ○高校入学後の支援体制が整っていない。特に、3校(中央、笛吹、都留)以外の高校に特別措置入試、または一般入試で入学した日本語指導が必要な生徒に対して、公的な支援がない。 ○山梨は「特別枠(定員外)」での入試の措置はあるが、一般入試(定員内)での特別措置がない。一般入試(定員内)でも、何らかの配慮が望まれる。 ○「特別枠」入試において「問題へのルビ振り」「時間延長」等の合理的配慮がされていない。 ○外国人生徒・保護者向けの、進路指導、入試情報等の他言語版の配布やガイダンスなどが行われていない(=生徒や保護者が高校や入試についての進学情報が得られにくい状況になっている) ■2020年度から3年間、県教委主催で「県外国人児童生徒支援連絡会議」が立ち上げられ、文科省アドバイザー、大学教授、国際交流協会、NPO代表、外国人住民、集住地域小学校校長、地教委指導主事等、様々な立場のメンバーが一堂に会し、行政から施策の説明、行政への要望、外国人の子どもたちの教育についての情報交換、意見交換などが行われ、県教委からは義務教育課、高校教育課はもちろん、高校入試担当の課(高校改革・特別支援教育課)も参加してしたが、今年度、それがなくなってしまった。ここでの情報交換や意見交換は、直接県教委のそれぞれの担当に届くので、非常に期待が高かったが、3年でなくなってしまい大変残念である。再開を要望している。</p>
<p>2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など</p>	<p>山梨県内の私立高校では、外国人の子どもたちの受け入れ枠や入試の特別措置等を設けている学校はない。しかし、いくつかの高校では、外国人の子どもたちを多く受け入れてくれているところがある。(多くの外国人生徒を受け入れてくれている高校:甲斐清和高校、日本航空高校など)早い段階から中学校の先生に相談したほうが良い。</p>
<p>3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください</p>	<p>山梨県外国人人権ネットワーク「オアシス」 <a href="http://www.yamanashi-oasis.seesaa.net/">http://www.yamanashi-oasis.seesaa.net/</a></p>
<p>4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。</p>	<p>やまなし子どもねっと <a href="http://kodomonet.sakura.ne.jp/">http://kodomonet.sakura.ne.jp/</a></p>
<p>5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(その内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。・・・などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。</p>	<p>「海外帰国子女及び永住帰国した中国残留邦人の子女特別措置」という名称で1996年度まで実施されてきた。(いつ始まったかは不明)1997年度入試より、「帰国子女等(永住帰国した中国残留邦人の子女や海外から移住してきた者の子女)及び外国籍生徒等)特別措置」となり、受験資格者に「外国籍生徒」が加わった。また今までは試験科目が「国語、数学、英語の3教科」だったが、「国語、数学、英語、理科、社会」の5教科の中から「自己選択した3教科」となった。「入学後の特別措置」として「日本語指導を特に必要とする生徒を対象とした教育課程を石和高校、桂高校、中央高校に置く」事が新設された。また「募集定員による特別措置」として「募集定員を超えて志願策高等学校の第1学年の学級数に相当するかすまで入学を許可することができる。」とした。 2000年度入試より、受験資格が「小学校3年生以上の学年に編入学した者」から「日本における在学期間が7年以内の者」に変更された。その後「出願資格」の項目が「海外帰国生徒、移住生徒、外国籍生徒」に分けられた。2022年度入試より「笛吹高校(旧石和高校)、都留興譲館高校(旧桂高校)、中央高校のいずれかを受験する場合は、5教科の中から自己選択した2教科と日本語又は英語による面接とする。」という内容に変更された。</p>
<p>6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致しません。</p>	<p>各中学での三者懇談・進路相談などに、県から通訳を派遣してくれる。市町村単位の自治体でも、独自に通訳を派遣してくれるところもある。いずれにしても、できるだけ早めに在籍中学に、通訳の依頼をして欲しい。</p>